

昭和二十四年十二月二十二日提出  
質問 第一二二号

営林署労務員の給與に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十二月二十二日

提出者 竹村奈良一

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

営林署労務員の給與に関する質問主意書

一 営林署に勤務する現場山林労務者には公務員としての給與を支拂うことになつてゐるとの答弁であるが、いかなる体系に基いた給與を支拂うのか。

当該現場山林労務者で組織されている全国営林労働組合は、能率給、勤続手当を加味した月給制、それが確立されるまでの暫定的措置として労働省発表の一般職種別賃金に基く給與体系を要求しているが、これを具体的に実施する意思はないか。実施するとすればその時期如何。

二 営林署に勤務する現場山林労務者（常勤）には石炭手当が支給されておらず、最近制定公布された国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の対象にもなつていない。又寒冷地手当についても同様である。同じ公務員として取り扱ひながら、これ等の差別待遇をどう処置するか。

右質問する。